

令和6年度 仙台市商店街支援施策について

問い合わせ先

〒980-0803

仙台市青葉区国分町3-6-1仙台パークビル9F

仙台市経済局産業政策部 商業・雇用支援課

TEL : 022-214-1001、1004

※令和6年4月1日より課名が「商業・人材支援課」に変更となる予定です

目次

- 01 令和6年度商店街支援制度の概要 … 1ページ
- 02 頑張る商店街応援事業 … 2～7ページ
- 03 調査研究等への支援 … 8ページ
- 04 空き店舗支援… 8ページ
- 05 商店街の設備等への支援… 8ページ

令和6年度の見直しのポイント

①「頑張る商店街応援事業」内の事業を一本化！

- ・これまでイベント助成、魅力向上、ファンづくりサポート事業に分かれていましたが、1つに統合し、商店街活性化に資する取り組みであれば幅広く対象となります。
- ・助成金額・助成率ごとに3つの枠を設定します。よりチャレンジングな取り組みに対し手厚く支援します。

②年度前に支出した経費が補助金の対象に！

- ・4月に実施する事業に限り、前年度支払分を対象経費とすることができます。
- ・この場合、事業着手前（前年度）に事業計画書等を提出し、内容の確認を受ける必要があります。

※詳しい手続きは4ページを参照

③申請手続きを簡素化！

- ・1度提出した添付資料は年度内の再提出は不要（組合員名簿等）。
- ・契約書等の提出は必須ではなくなりました。
（これまでは支払額30万円以上は請書、50万円以上は契約書が必要）

助成対象者

仙台市内の以下のいずれかの団体で、暴力団等との関係を有していないこと、納税義務者である場合は市税を滞納していないこと。

- (1) 商店街振興組合
- (2) 地域商業振興を目的とする事業協同組合
- (3) 規約等で代表者の定めがある任意の商店会
- (4) 地域商業振興を目的とする一般社団法人

※(2)～(4)は10名以上が近接して事業を営んでおり、主に小売業、サービス業又は飲食業で構成されていること。

1 助成対象事業

	区分	補助率	上限額	備考
①	通常枠	1/2以内	20万円	
②	テーマ枠	2/3以内	30万円	
③	チャレンジ枠	2/3以内	100万円	審査会有り

※ 1 商店街あたり年度内各枠 1 回・合計 2 枠まで利用可能

例) 通常枠とテーマ枠、テーマ枠とチャレンジ枠 など

① 通常枠

地域のお祭りなど、地域コミュニティの担い手としての取り組みや、商店街のイメージ創出、商店街情報の発信等商店街の活性化につながる取り組み。

② テーマ枠

設定された各テーマの要件のうちいずれか一つを満たす商店街活性化につながる取り組み。

テーマ1：子ども・子育て

商店街や商店街内の店舗を子どもたちに認知してもらうような取り組みや、子育て世帯が暮らしやすい環境づくりにつながる取り組み

- ・子どもとは概ね高校生以下とする
- ・事業の内容を単に子ども向けとするだけでなく、商店街や店舗を認知してもらう仕組みが必要

※対象となる事業の例

- ・子どもたちが各店舗を回ってお菓子などをもらうハロウィンイベント
- ・お祭りに参加した子どもたちに商店街の店舗で利用できるクーポンを配布する
- ・商店街クイズ、お店を探せゲーム 等

※対象とならない事業の例

以下を実施するのみでは対象となりません。

- ・子ども向けの縁日やアトラクション
- ・子どもによるステージ発表

テーマ2：多様な人材の活用

商店街の外部の人材の知見やアイデアを活用し、協働して検討・実施する商店街活性化に資する取り組み

※対象とならない事業の例

- ・ 人手としての協力（アルバイト・ボランティア問わず）
- ・ 一般的な業務委託やイベント等への出演依頼

テーマ3：若手抜擢

商店街内の若手を役員等に位置づけ、企画段階から参画する取り組み

- ・ 若手とは49歳以下とする
- ・ 商店街組織自体の役員のほか、実行委員会の役員等でも可
- ・ 既に若手が役員となっている場合も対象

③ チャレンジ枠

商店街の課題解決につながる新たな取組みにチャレンジする事業。

- ・ 審査会を実施し採択された事業が対象
- ・ 審査会は年2回（5～6月頃1回、8～9月頃1回）の予定
- ・ 新たな事業のほか、新たな取組みを加えた既存の事業も対象

※チャレンジ枠の募集日程等は別途お知らせします。



2 申請書類

	通常枠・テーマ枠	チャレンジ枠
審査会申込 <u>チャレンジ枠のみ</u>	-	選考審査申込書兼交付申請書
		事業計画書
		収支予算書
		事業に賛同した旨を証するもの
		審査会用プレゼン資料（任意）
交付申請 (事業着手前)	交付申請書	選考審査申込書兼交付申請書
	事業計画書	事業計画書
	収支予算書	収支予算書
	見積書の写し	見積書の写し
	事業に賛同した旨を証するもの	-
	定款・会則等（※）	定款・会則等（※）
	組合員又は会員名簿（※）	組合員又は会員名簿（※）
	市税の滞納が無いことの証明書 その他市長が必要と認めるもの	市税の滞納が無いことの証明書 その他市長が必要と認めるもの
年度前支出分を対象経費とする場合		
事業着手前 (前年度)	事業計画書	-
	収支予算書	
	見積書の写し	
	事業に賛同した旨を証するもの	
事業実施年度の 4月1日	交付申請書	-
	事業計画書	
	収支予算書	
	見積書の写し	
	事業に賛同した旨を証するもの	
	定款・会則等	
	組合員又は会員名簿	
	市税の滞納が無いことの証明書 その他市長が必要と認めるもの	

※年度内最初の申請時のみ提出

申請書等は市ホームページからダウンロードできます。

<https://www.city.sendai.jp/shogyoshinko/download/bunyabetsu/shigoto/yushi/kofu.html>（ホーム > 事業者向け情報 > 経済・産業 > 商店街振興）

3 対象経費

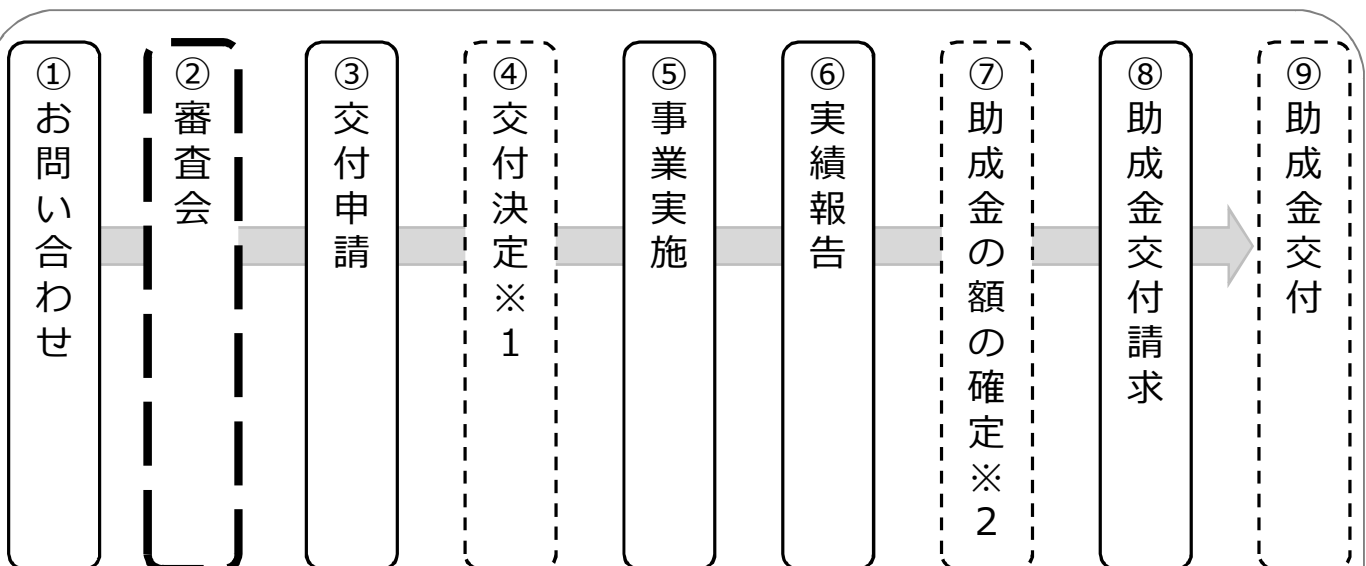
経費科目	内容	備考
会場設営費	会場・出演者控室・駐車場の借上料、舞台・照明・音響設備その他機材の設置費用及びレンタル料、誘導看板・のぼり・フラッグその他備品(※)の取得・設置費用及びレンタル料、飲食提供などに使用する燃料費など	※備品の取得については、継続的に同種の目的で利用するものを対象とし、当該備品の取得費用に対する助成割合は、総事業費の1/5以内とする。
宣伝広告費	チラシ、ポスター、マップ、抽選券、クーポン券、スタンプラリー台紙及びダイレクトメールの印刷料、コマーシャルの委託料、打ち上げ花火代、宣伝のために無料で配布するものに支払う経費、景品(※)として助成対象者の地元に関係する物産等を購入する経費など	※景品の購入費の合計金額は、総事業費の1/10以内とし、賞金や商品券等は対象外
賃金	必要な補助的業務を行う臨時のアルバイト代(※)として支払われる経費	※交付対象団体の構成員、従業員及びその家族に支給する賃金、従来から雇用している職員やアルバイトについての費用振替、長期間の継続雇用は対象外。また、領収書等は個人ごとに作成するものとし、複数名に一括で支払った場合は対象外
報償費	出演料、謝礼(※)など	※ただし、交付対象団体の構成員、従業員及びその家族に支給する報償費は対象外。また、謝礼は御礼等のために物品を購入する経費とし、酒類の購入経費は対象外
委託料	企画運営や交通整理、ホームページ作成・改修などについて業務の一部を外部委託するための費用	
消耗品費	事業実施に必要な事務用品類及び消耗品の購入またはサービスの利用に関わる経費	
役務費	保険料、道路使用・占用申請料、振込み手数料、代引き手数料など	
その他	事業実施に必要な費用として本市が認めたもの	

4 実績報告

提出書類

- ・実績報告書
- ・事業報告書
- ・収支決算書
- ・請求書等の写し
領収書で助成金の使途が判別できない場合のみ、内訳のわかる書類を提出してください。
- ・領収書の写し
- ・写真
- ・その他市長が必要と認めるもの

5 助成金交付までの流れ



□ は事業実施団体が行うこと □ は仙台市の事務処理

⌋ はチャレンジ枠のみ実施

※1 これまでの「交付指定」と同様の手続きになります（名称の変更）。

※2 これまでの「交付決定」と同様の手続きになります

各種申請等の期限

- (1) 助成金の対象事業は原則として交付決定後に着手した事業に限られます。
- (2) まずは事業着手の1カ月程度前までにお問い合わせ願います。
- (3) 助成金の交付請求は助成金額の確定通知から1カ月以内にお願います。

6 その他注意事項等

- (1) 助成金額の上限額は、「交付決定書」で通知する金額となります。それ以降対象経費額が増額した場合も、上限額の変更は認められませんのでご注意ください。
- (2) 本助成金の対象期間は、交付決定日から、事業終了1ヵ月後または3月31日のいずれか早い日までです。この期間外に発注・支払い等を行った事業については、助成金の対象経費となりませんのでご注意ください。
- (3) 事業内容の変更や助成事業を休止または廃止する場合、申請を取り下げられる場合には速やかにご相談ください。別途、所定の様式により手続きを行っていただきます。
- (4) 申請者による虚偽、その他不正手段により交付の決定を受けた場合等には、決定の取り消しを行い、既に助成金が交付されている場合には、その全部または一部の返還を求めます。
- (5) 助成事業に係る経理について、当該事業の収支を明確にした証拠書類を整理し、交付年度終了後5年間保存してください。また、必要に応じて事務所等に伺い、書類等の検査をさせていただく場合もあります。
- (6) 業務の発注は、可能な限り、地元の事業者へお願いいたします。

03 調査研究等への支援

商店街等が各事業へ取り組む際の調査研究やプランづくり、団体の活性化を図る研修等を行う場合

支援の種類	概要	支援内容
組合等活性化研究事業	専門家による講義や調査研究等について、謝金・会場使用料等を宮城県中小企業団体中央会を通じて支援する	講演会、研修会等 調査研究 年間15万円 年間30万円

※当事業の活用を希望する場合は、宮城県中小企業団体中央会（222-5560）にお問合せください

04 空き店舗活用支援

商店街等が空き店舗を活用して事業を行う場合

支援の種類	概要	助成額等
商店街空き店舗活用事業	空き店舗を活用し、商店街の活性化を図るコミュニティ施設や店舗を設置する場合に助成する	1年目：対象経費の2分の1以内とし、 限度額は賃借料120万円、改装費150万円、 運営費30万円 2年目：対象経費の3分の1以内とし、 限度額は賃借料80万円、運営費20万円 3年目：対象経費の4分の1以内とし、 限度額は賃借料60万円、運営費15万円

05 商店街の設備等への支援

商店街等が商業基盤施設等（アーケード、ベンチなど）のハード整備を行う場合

支援の種類	概要	助成額等
商店街環境整備事業【新設】	アーケード、カラー舗道、街路灯、広場等を新設する場合に助成する	対象経費の4分の1以内、限度額1,000万円 アーケード設置事業は限度額1億円
商店街ブラッシュアップ事業【補修・更新】	アーケード、カラー舗道、街路灯、広場等の補修及びこれらに付帯する照明器具を更新する場合に助成する (100万円以上の事業)	対象経費の4分の1以内、限度額250万円
アーケード大規模改修事業【大規模改修】	アーケードの主要構造部の過半を超える大規模改修 (1億円超の事業)	対象経費の2分の1以内、限度額8,000万円 国等の助成を受ける場合は、当該助成額を除いた額の2分の1以内

※上記に加えて、宮城県から助成金が加算される場合があります。